

山運輸第149号
山運整第244号
令和4年8月24日

運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る交付申請の受付期間等について

標記について、自動車交通部長より別添のとおり通知がありましたので、了知願います。

東自旅一第267号
東自旅二第396号
東自貨第168号
令和4年8月19日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における
電動車の集中的導入支援）に係る交付申請の受付期間等について

標記について、自動車局長から別添のとおり交付申請の受付期間等について通知があったので、了知されるとともに事業者への周知方お取り計らい願います。

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局技術・環境政策課長

(公印省略)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年1月7日付け国自技環第131号、国自旅第380号、国自貨第89号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年6月22日付け国自技環第37号、国自旅第380号、国自貨第89号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、電気タクシー、電気トラック、ハイブリッドバス、燃料電池トラック及び電気自動車用充電設備等に限る。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和4年9月1日から令和4年9月16日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 令和4年11月1日から令和4年11月30日まで

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和4年10月31日までに登録されたものにあつては、令和4年11月30日までを申請受付期間とする。